

# 名張市公民連携窓口運用ガイドライン

令和 7 年 3 月制定

名張市

## 1. 目的

このガイドラインは、人口減少に伴う地域経済の縮小、担い手不足等行政だけでは対応できない地域課題を解決すべく、民間企業や事業者等（以下「事業者」という。）と行政が相互に協力し、アイデアを出し合い、互いの強みを掛け合わせることで、市民にメリットをもたらすことを目的とします。

本ガイドラインは、本市に新たに設置する「名張市公民連携窓口」（通称コラボスタnabari）の運営に関し、必要なルールを定め、事業者と行政が連携し、ともに効果的な事業を推進するために策定するものです。

## 2. 公民連携窓口の位置づけ

- (1) 地域社会の担い手不足など地域課題はますます高度化、複雑化する中、行政だけでは解決できない課題も、事業者と行政とが意見交換を行う中で解決策が生まれる可能性もあります。提案受付窓口だけでなく、気軽に話し合いができる場として窓口を位置付けます。
- (2) 事業者と各部局との連携・調整を行います。

## 3. 公民連携窓口が取扱う連携事業の種類

類型	内容
提案型	事業者が名張市との連携を希望する事業やアイデア等を、テーマを問わず自由に提案
公募型	名張市が抱える特定の地域課題に関するテーマを示し、連携を希望する事業者を募集

## 4. 提案及び応募できる事業者の条件

### (1) 提案できる事業者

提案型、公募型に限らず提案内容を自ら実施する意思及び能力を有する民間の事業者、NPO法人又は任意団体等

※自ら実施しない提案はご意見としていただきます。

### (2) 提案できない民間事業者

ア 個人（個人で事業を営む方を除く）

イ 提案事業者（提案に関係する者を含む）及びその事業内容が、次のいずれかに該当する場合

- ①法令等に違反する行為を行っているもの又はこれに類するもの

- ②風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの
- ③ギャンブルに係るもの（公共的団体が実施するものを除く。）
- ④暴力団又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する者）の関与が認められるもの
- ⑤人権侵害の事象があったもの又はこれに類するもの

## 5. 受付できない提案

- (1) 事業者の直接的な営業又は、広告宣伝のみを目的とするもの
- (2) 特定の政党・宗教を支持し、又はこれに反するための政治的・宗教的教育を目的とするもの
- (3) 法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務、商品を提供するもの
- (4) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (5) その他、公序良俗、公共性・公平性に問題がある等、名張市との連携事業としてふさわしくないもの

## 6. 連携事業の実施条件

- (1) 市民サービスの向上、市の歳出削減、歳入確保につながる事業で、原則、名張市に新たな財政負担を生じさせない事業
- (2) 財源負担が必要な場合はクラウドファンディングや企業版ふるさと納税等を活用し、名張市に新たな財政負担を生じさせない方法で連携事業できるもの

## 7. 提案から事業実施までの流れ

### (1) 提案型

#### ア 提案・相談

事業者から、「提案シート」を公民連携窓口へ提出

#### イ 内容確認

提案内容について内容を確認する。要件等を満たしていない場合は、その旨を事業者へ連絡し、補正を求めるか、提案を却下する。

#### ウ 担当部局の決定（1次決定）

提案内容をもとに担当部局を特定する。

## エ 初回対話

提案事業者と公民連携窓口担当及び担当部局で初回対話を行う。

## オ 2回目以降の対話と事業実施決定

提案事業者と担当部局で対話を継続し、事業内容を精査し、事業実施の内容を決定する。

※公民連携窓口は、必要に応じて提案者と担当部署の対話が円滑に進むようにコーディネートを行いません。

## キ 連携事業の実施

### (2) 公募型

#### ア 提案事業の選定

担当部局で募集したい提案事業する。

#### イ 提案募集

市ホームページに提案事業を掲載し、事業者を募集する。

#### ウ 事業者から応募

公募型応募シートを公民連携窓口へ提出。

#### エ 内容確認

提案内容について内容を確認する。要件等を満たしていない場合は、その旨を事業者に連絡し、補正を求めるか、提案を却下する。

以降(1)提案型のエ以下と同様

## 8. その他

(1) ご提案内容や対話・調整の結果によっては、初回対話、2回目以降の対話及び実現ができないことがあります。

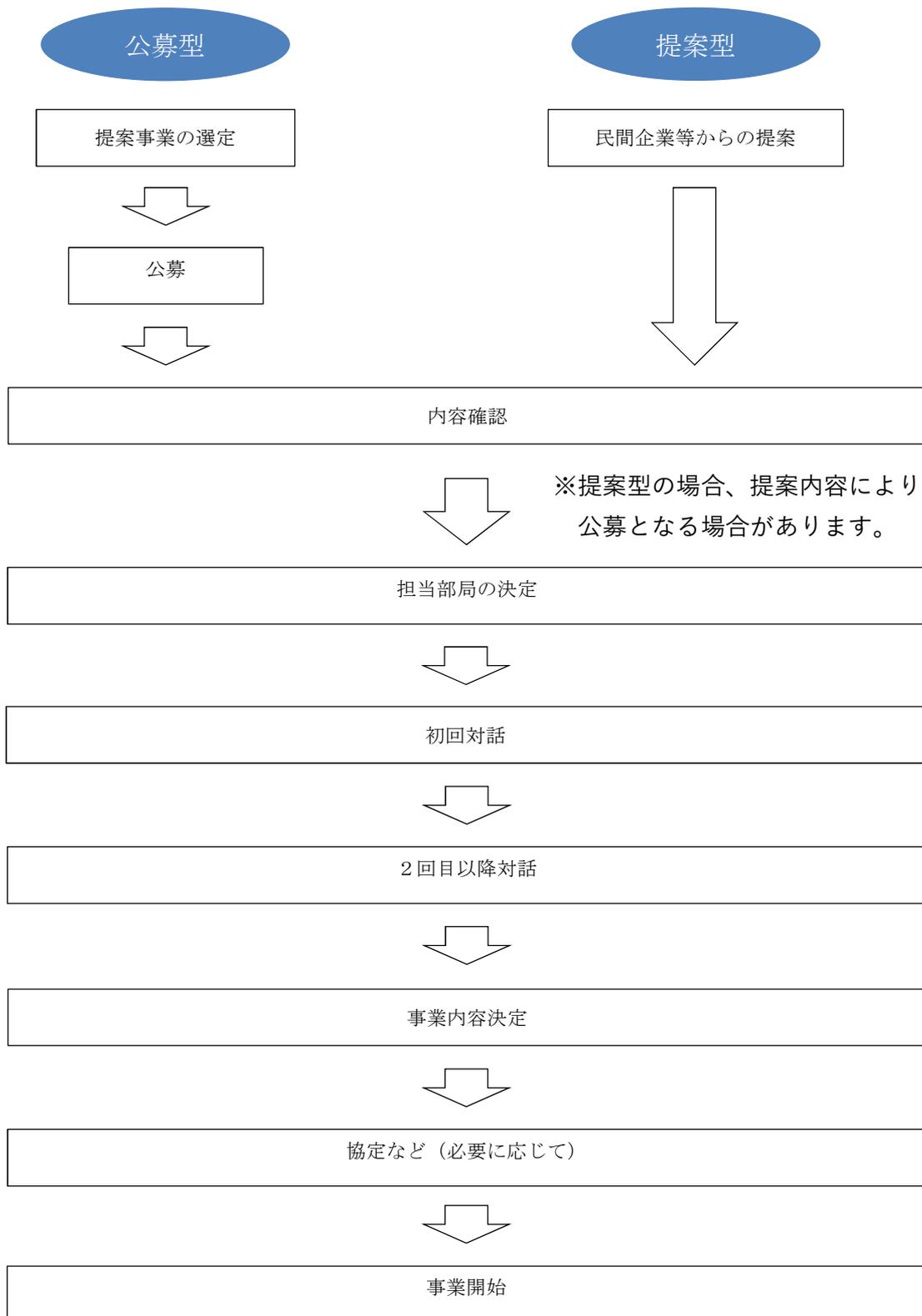
(2) 提案の成立・不成立にかかわらず、提案及び対話・調整にかかる一切のコスト(企画や打合せ等にかかる人件費・交通費などを含む一切の費用、損害等)の補填や賠償をいたしません。

## 9. 公民連携窓口

なばりの未来創造部 総合企画政策室 0595-63-7389

メールアドレス:kikaku@city.nabari.lg.jp

別紙1 「事業実施までのフロー図」



※ご提案内容や対話・調整の結果によっては、初回対話、2回目以降の対話及び実現ができないことがあります。